

感染症に伴う登園許可書等の提出について

保育園では感染症から子どもを守り、流行を防ぐため、病気の種類により医師の登園許可書または登園可能か医師への確認が必要なものがあります。

下表にある病気にかかった場合は速やかに保育園に連絡し、登園する際には書類の提出をお願いします。表中にない感染症については、職員にご確認ください。

第二種感染症	病名	登園の目安	病名	登園の目安
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから	風しん	発しんが消失してから
	百日咳	特有の咳が消失してから又は5日間の適正な抗菌剤治療が終了してから	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過してから	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めてから
		髄膜炎菌性髄膜炎		

下記の「**治癒証明書**」が必要です。医師の証明をもらってください。

※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」、文部科学省「学校保健安全法」参照

登 園 許 可 書			
園児名		生年月日	年 月 日生
病 名			
上記疾患が治癒し、平成 年 月 日より登園して差し支えないことを証明します。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">平成 年 月 日</div>			
医療機関等	住 所		
	名 称		
	医師名		
	Ⓜ		